

技 管 ー 1 0 5

平成30年4月25日

秋田県建設産業団体連合会長 } 様
一般社団法人秋田県建設業協会長 }

秋田県建設部技術管理課長

(公 印 省 略)

秋田県土木工事共通仕様書における再生資源利用[促進]計画書等について（通知）

このことについて、秋田県土木工事共通仕様書共通編の建設副産物の項目で、再生資源利用[促進]計画書及び再生資源利用[促進]実施書の作成及び提出について規定されていますが、次により運用することとしましたので通知します。

1 1-1-1-20 「8. CREDASシステム」について

建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）の廃止に伴い、今後は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）へ工事情報の登録等を行うこととする。

別添「建設副産物情報交換システム（COBRIS）の運用」を参照のこと。

2 適用年月日

平成30年5月1日以降に公告・閲覧する工事から適用する。

担当 秋田県建設部技術管理課
積算管理班 松前
TEL 018-860-2432

別添

建設副産物情報交換システム（COBRIS）の運用について

1 改定内容について

- (1) 秋田県土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-20「8. CREDASシステム」については、受注者は、CREDASシステムにより再生資源利用[促進]計画書及び再生資源利用[促進]実施書を作成し、監督職員に提出することとなっている。
- (2) CREDASシステムについては、平成14年より国土交通省HPにより公開されてきたが、平成30年3月31日をもって廃止となった。
- (3) 今後は、受注者は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）へ工事情報の登録等を行うこととする。
- (4) また、受注者は、再生資源利用[促進]計画書及び再生資源利用[促進]実施書については、COBRISにより作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出することとする（電子データの提出は不要）。
- (5) なお、発注者は、受注者によるCOBRISへの工事登録を確認し、併せてチェックリストの内容確認をし、その結果を受注者に連絡することとする。

2 当運用の適用について

- (1) 平成30年5月1日以降に公告・閲覧する工事から適用することとする。
- (2) 平成30年4月1日以降5月1日以前に契約の工事についても、COBRISに工事情報の登録等を行うこととする。

3 その他

- (1) インターネットの利用について
建設副産物情報センター（一般財団法人日本建設情報総合センター）
<http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>
- (2) 建設副産物情報交換システムへのログインについて
受注者による利用申請のうえ、発送されたユーザーID及び初期パスワードを入力
https://www3.recycle.jacic.or.jp/fukusan_login.html
- (3) 各種マニュアル等について
以下からダウンロード可能
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>